

きたりしが、原中の往來路に月の輪と稱し、井戸の回り程なる圓形夏季の炎天にも土不乾、月の輪の如きもの路上に見ゆ。或は云ふ。是地中に古井戸を埋めたりし故に、其の水氣地上に浮び不乾にやと。廢藩後此の地邊悉く邸地と成り、追々家屋を建築し、今は月の輪も人家の家下に成りたり。

○多賀信濃舊邸

延寶の金澤圖に、多賀左近、前口二十六間三尺五寸、東側廿五間四尺五寸、西側廿三間五尺八寸、後地三十二間二尺とありて、東隣は奥村又十郎、向は新堂形藏屋敷なり。享保九年の士帳に、六千石多賀信濃新堂形とあり。今は此の地邊上胡桃町とす。明治廢藩の際表門の邊悉く賣却して、町屋敷戸を建築し、裏門の邊臺所向を家屋となし、が、後是も撤去す。

○多賀鷗庵傳

鷗庵は、堀久太郎秀政の弟にて、初め堀左兵衛と稱す。後多賀信濃守貞能の養子と成り、姓名を改めて多賀出雲守秀種と呼べり。豊臣秀吉公の時、大和國宇多郡神樂岡の城主

と成り、慶長五年關ヶ原合戰の時、大坂方の下知に隨ひ、大津城を乗取りける故に、關ヶ原落去の後徳川内府の勘氣を蒙り、領地を沒收せられ、堀左衛門督秀治が領地越後國へ引籠りけり。秀治死後京都へ出で在京せしが、慶長十九年大坂陣の刻、利常卿に招かれ、召に應じて金澤へ下向し、采地六千石を賜はり、大坂兩度の城責に隨從したり。後法舂して鷗庵と稱し、元和二年十一月三日歿すと、家譜に載せたり。按ずるに、慶長十七・八年の士帳に、岡嶋備中・神谷信濃組六千石多賀鷗庵とあり。されば金澤下向仕籠の初めより法舂して鷗庵と稱したるなるべし。長男某大炊と稱し、後左兵衛と云ふ。慶長十年利長卿に仕へ、四千石を賜ふ。其の子直定、與市右衛門と稱す。二千石を賜ふ。直定に數子ありて數家に分れたり。

○多賀信濃直方傳

直方は、與市^(右)左衛門直定の次男なり。初め逸角と稱し、後新左衛門又信濃と改稱す。參議中將綱紀卿兒小將に呼出され、初めて采地四百石を賜ひ、甚だ寵幸せられ、追々加恩ありて家祿四千石に至る處、貞享三年十一月若年寄役を命

ぜられ、翌四年三月更に二千石加恩ありて都合六千石を賜はり、名も信濃と改稱せしめらる。然るに元祿十年七月禁身を命ぜられ閉門す。但し其の罪科は知る者なしと云ふ。

夫れより三十年自宅に蟄居罷在りける處、參議中將吉徳卿享保十四年十二月被免、同十六年十月致仕を命ぜられ、家祿の内七百石養老料として賜はり、長男宇兵衛方清へ四千三百石賜はり、家督を繼ぐ。殘知千石直方弟典膳廉清に加恩せらる。信濃直方名を春宵と改稱し、法舂と成り、同十八年某月某日八十三歳にて歿す。後養老料七百石を嗣子方清へ賜はり、家祿五千石とせられ、子孫世々賜はりたり。

加藤惟寅の蘭山私記に云ふ。寶曆十一年六月多賀内匠居宅に珍事あり。右居宅は九年四月の大火に類焼せり。其の頃屋敷内の藏共宜しき分は多分焼失し、焼残りの藏一戸前于今有之。此藏は古き雜家財共を入置ける而已にて、甚塵抹なる藏なりしかど、此頃修覆を加へんとて、去月中頃取毀ち、藏中へ納め有之雜具共悉く取出しける處、古き長持一棹の前張に多賀信濃封印と書認有之。紙は既に腐りたりけん、文字のみ残りあり。鎖前にも封印付有之、封は其儘な

れども、鎖前錆び腐り居たり。家人共見分の上、其段主人内匠へ達しけるに、明け見るべしとの事ゆゑ家人明けけるに、鍵もなきゆゑ鎖前を毀ち明けけるに、信濃在世の頃勤向の留帳共の由なれど、悉く虫喰ひ、切々に成りたる帳面共夥數納めありしを取出し、から長持を昇き出させけるに、殊之外重かりける故に人々不思議におもひ、其旨斷りけるゆゑ、内匠出で更に見分するに、長持の底二重張の体に付、底板を破り見るに、金子多く納めあり。内匠家人と共に改めける處、悉く古金にて、慶長小判二分金五千兩程有之即今の銀貨に直し五百貫目餘也と云ふ。按ずるに、信濃直方蟄居中の除金ならんか。内匠は宗兵衛方清が事にて、信濃直方の嗣子也。方清は父直方の跡を相續して、家祿五千石を賜はり、寛保二年に小松の城番を勤め、寛延元年寺社奉行に成り、寶曆四年算用場奉行に轉じ、明和七年二月七拾四歳にて歿す。父直方歿後より三十年許の星霜を経、其の年間僅かなりといへども、嗣子方清も知らず。家人共も知らざるは不審なるべし。是全く直方が、手自ら子孫軍費用の爲めに竊に除け置きたるものなる事知られけり。但し